

令和6年度国民年金システム標準化ベンダー分科会
(第一回) 議事概要

日時：令和6年8月27日(火) 15:00~17:00

場所：オンライン開催

事務局設置会場：丸の内二重橋ビルディング 17階 (東京都千代田区丸の内3-2-3)

出席者(敬称略)

(構成員)

長友 悟	株式会社RKKCS 企画開発本部住基内部システム部 部長
深谷 瞬	株式会社TKC 住民情報システム開発センター 住民情報システム技術部 チーフ
荒川 剛	日本電気株式会社 住民情報システム開発統括部 主任
西澤 那智	株式会社電算 開発本部ソリューション1部 主幹
高見 幸司	富士通 Japan 株式会社 P&E事業本部 住民情報サービス事業部 マネージャ
黒田 隆史	株式会社日立システムズ 公共情報サービス第一事業部 公共パッケージ開発第二本部 パッケージ開発第五部第一グループ 主任技師

(オブザーバー)

津田 直彦	デジタル庁 統括官付参事官付 参事官補佐
大高 徳馬	デジタル庁 統括官付参事官付
堂前 昭彦	日本年金機構 事業企画部 事業企画グループ長
多田 想	日本年金機構 国民年金部 国民年金管理グループ 参事役
飯野 一浩	厚生労働省 大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
島添 悟亨	厚生労働省 大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
濱村 明	厚生労働省 年金局事業管理課 課長補佐
平山 宏昌	厚生労働省 年金局事業管理課 国民年金適用収納専門官

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
 - (1) 本会議の検討内容
 - (2) 今後のスケジュール及び予定
 - (3) その他
3. 閉会

【意見交換(概要)】

1. 開会

○ 本日はベンダー分科会であるため進行は事務局が務める。また、本日は研究会構成員のうち事業者の皆様に加えオブザーバーが出席対象となっている。(事務局)

○ 配布資料「参考1 第一回研究会の振り返り」に関しては、本日は説明を省略させていただく。本紙に関して、不明点等がある場合は事務局まで個別でメールにてご相談いただきたい。(事務局)

2. 議事

(1) 本会議の検討内容

○ 標準仕様書の見直し検討の考え方についてご説明する。令和6年3月31日に1.2版の標準仕様書が公表され、仕様書に基づいてベンダーおよび自治体は移行の準備を進めている。そのような状況下で機能追加や機能見直し等といった仕様の変更が発生した場合、システム開発や要件定義等の手戻りが発生してしまい、令和7年度末までの業務・システム標準化完了が実現できない恐れがある。そのため、全国自治体の標準化完了期限である令和7年度末までの移行完了を実現するために、検討内容を切り分けることとしたい。(事務局)

○ 見直しの方針については、全国自治体の標準化完了期限である令和7年度末まではベンダーや自治体の標準化移行支援に資する対応を優先する方針とする。また、それ以外に関しては令和7年度の標準化完了後に取込みを行う方針とする。具体的には、「標準仕様書の解釈等の記載や誤記の訂正等の範囲におけるベンダーや自治体の標準化移行支援に資する内容の取り込み」に資する内容は令和6年度に正誤表で対応する。「令和7年度までの適合が制度改定等の政策上必要と判断されるものや、研究会等の討議を通じて移行完了に間に合わせる事が必須、且つベンダーが開発可能な範囲と想定される内容の取り込み」に資する内容は令和6年度に改定で対応する。また、現在の標準仕様書において、仕様の見直しが必要となる内容及び定義していない業務については令和8年度以降の改定を検討していくこととする。(事務局)

○ 次に、令和5年度の申し送り事項と今年度に新たに発生した対応事項のうち令和6年度の取り組み対象についてご説明する。第一回研究会でご説明した通り、申し送り事項と新規の対応事項を7つの検討テーマに分類し、検討時期を今年度または令和8年度以降で切り分けている。検討テーマ区分のうち、「③標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化」、「④法令・制度改定予定の仕様書への反映」、「⑥横並び調整方針への対応」、「⑦共通事項の整備への対応」を今年度の検討対象とする。(事務局)

○現在、事務局で申し送り事項と新規の対応事項について順次検討を進めているが、そのうち構成員の皆様との討議を踏まえ方針を具体化するべきものを10件一覧として選定し、記載した。10件のうち、正誤表対応に向けて検討するものが4件、標準仕様書改定に向けて検討するものが4件、議論を踏まえて対応方針を包括的に検討するものが2件ある。また、これら10件に対し、正誤表または改定で対応すべき等の意見があればお伺いしたい。（事務局）

○続いて、正誤表の考え方と標準仕様書への対応方法についてご説明する。正誤表での対応範囲は、デジタル庁から公表された「標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方」で示されている通り、「あきらかな誤記の訂正」等を含む訂正、「機能要件の考え方等のみを削除」する補記とする。（事務局）

○個別の正誤表案についてご説明する。「No. 1 遺族基礎年金が削除されたことに対する疑義」は、1.2版の標準仕様書のシステム機能要件から「遺族基礎年金」の文言が削除されたが、年金給付の種類としての記載箇所についても削除されており、削除された記載を元に戻すべきとのご指摘である。正誤表で、システム機能要件の「遺族基礎年金」の記載を元に戻すことを検討している。（事務局）

○「No. 2 付加年金の削除等に係る記載不備の指摘」は、システム機能要件の機能ID：0260272について「障害基礎年金」は削除せずに「付加年金」のみの削除をすべきとのご指摘である。該当のシステム機能要件について、正誤表で「障害基礎年金」の記載を元に戻す方針で対応を検討している。また、システム機能要件の備考の記載にも不備があったため合わせて対応する。（事務局）

○「No. 3 住民記録システム連携される個人番号等手入力要件の削除」は、システム機能要件の「※管理項目について、宛名番号による自動入力以外に、手入力も可能とする。」の記載について、「宛名番号による自動入力」の記載から「住民記録システム連携に係る」項目である個人番号や氏名についても手入力を可能とするという要件のように読み取れてしまうため、見直ししてほしいとの要望である。正誤表で、住民記録システムから連携される項目について手入力は不要とする旨を補記する方針で対応を検討している。また、本件に関しては、第一回ワーキングチームにおいて自治体から、「住民記録システム連携に係る」項目の手入力を許容しない前提で改定する場合は、手入力は「不要」ではなく「不可」と記載すべきではないかとのご意見をいただいた。一方で、実務上住民記録システムから連携されてくる情報が正確ではないことがあるため、手入力機能は残しておいた方がよいのではないかとのご意見もいただいた。このようなご意見を踏まえ、現在事務局では自治体の業務の実態について調査を行っており、結果次第では現在の標準仕様書の記載のまま「手入力を可能」とする仕様としたいと考えている。これらの状況を踏まえ、ベンダーの皆様のご意見をお伺いしたい。（事務局）

○「No. 4 受付番号のシステム印字項目としての記載追加」は、帳票詳細要件において、該当する帳票に受付番号を出力することをシステム印字項目として記載してほしいとの要望である。本件については、帳票詳細要件を修正するのではなく、正誤表で受付番号の出力に関するシステム機能要件の定義を見直す方針で対応を検討している。具体的にはP15の正誤表案の通りに対応する予定であり、正誤表対応をした場合の開発影響についてベンダーの皆様にお伺いしたい。（事務局）

○正誤表案についてご意見等があればお願いしたい。（事務局）

○No. 4について、システム機能要件の機能ID：0260088は標準オプション機能であるが、政令指定都市においては実装必須機能と認識している。そのため、既存の機能ID：0260088へ追記するのではなく、新規にIDを追加としてはいかがか。（構成員）

○正誤表案で「任意の箇所」と記載されているが、どの帳票のどこに受付番号を表示すべきかが不明慮であるため、対応が難しい。対象となる帳票を示していただきたい。（構成員）

○現在のシステム機能要件においても「受付番号を任意の帳票に出力できること」と記載しているが、こちらの記載についても問題がある認識か。（オブザーバー）

○現在のシステム機能要件についても、対象の帳票が不明慮である。（構成員）

○機能 ID : 0260088 は修正せずに、政令指定都市要件に関しては、対象の帳票と受付番号の出力箇所を明確にした上で新規のシステム機能要件として追加する方針であれば問題ないか。（オブザーバー）

○問題ない。また、政令指定都市については受付番号の出力が必須である認識で相違ないか。（構成員）

○政令指定都市、ベンダーを含めたデジタル庁主催の会議において、「政令指定都市においては受付番号の機能要件は必須」との整理に至ったため、国民年金システムにおいてもそのように対応している。（オブザーバー）

○政令指定都市においても受付番号の出力は必須ではない認識であるため改めて確認いただきたい。（構成員）

○法定受託事務と自治事務で受付番号の出力要否が異なる可能性はある。一方でデジタル庁からは必須で対応するように指示されているため改めて確認する。本件について新規のシステム機能要件を追加し対応する場合は、正誤表ではなく改定で対応する可能性があるが、その場合令和7年度末までの対応は難しいと考える。デジタル庁に確認の上、方針を検討させていただく。（オブザーバー）

○デジタル庁から取り込むように指示いただいている指定都市要件については、各制度所管で要否を判断するものではない認識である。その上で、指定都市要件の位置づけについてデジタル庁から補足等あるか。（事務局）

○後日回答させていただく。（オブザーバー）

[会議後追記]

デジタル庁より下記の回答を受領。

昨年度の指定都市要件の見直しにおいては、指定都市・事業者への意見照会結果を踏まえ、各制度所管省庁による検討のうえ、標準仕様書に反映されている。また、指定都市要件として追加することとされた機能を、一般市の機能要件に追加するか否かの検討が必要となった場合についても、各制度所管省庁においてご検討される認識である。

○No. 3 の住民記録システムから連携される項目の手入力機能について、現在構築しているシステムの状況をお伺いしたい。（オブザーバー）

○住民記録システムから連携される項目について、現行の国民年金システムで修正することは基本的でない。（構成員）

○同様の見解である。（構成員）

○住民記録システムから連携される項目の修正は想定していない。（構成員）

○同様の見解であり、修正する事務はないと認識している。（構成員）

○ベンダーの皆様より戴いた見解より、手入力は「不可」と記載すべきと認識した。自治体構成員の皆様にも共有した上で、再度方針を検討させていただく。（オブザーバー）

○次に、改定案の考え方と進め方についてご説明する。デジタル庁発出の「標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方」に基づき、令和8年4月1日までの移行完了を目指すために原則として改定は実施しない。ただし、令和7年度までの適合が制度改定等の政策上必要と判断され

るものや、研究会等の討議を通じて移行完了に間に合わせる事が必須、且つベンダーが開発可能な範囲と想定される内容の取り込みについては改定で対応することとする。また、現在の標準仕様書において一部、各機能要件間の平仄があっていないこと等により、円滑な移行の妨げになっているとご指摘等をいただいております、対応が必要となっている。このような状況に対して、「改定案」といった形で正誤表とは別に自治体やベンダーに示すことで円滑な移行の支援を実施することとしたい。（事務局）

○次に、個別の改定案についてご説明する。「No. 5 免除記録の終了期間の一部自動変更オプション化」は、喪失情報に基づいて法定免除の終了期間を自動的に変更する項目のうち「免除・納付猶予」及び「学生納付特例」については、実装必須機能ではなく標準オプション機能に変更してほしいとの要望である。理由は、市町村が管理する申請免除期間とは、受付処理簿としての管理であって、申請時点、承認時点の始期、終期が残されているものであるべきと考えるため、また、資格異動や法定免除によって、申請免除の期間を短縮するのであれば、それは直近の免除記録としての管理となるためである。改定で、既存のシステム機能要件から「免除・納付猶予」及び「学生納付特例」を切り出し、標準オプション機能とする対応を検討している。また、本件に関しては、第一回ワーキングチームにおいて、当該機能を標準オプション機能とすることで、自治体によっては窓口業務において免除承認期間が確認できず、説明誤りが生じる可能性があるのではないかとのご意見をいただいた。特に可搬型窓口装置を持たない自治体において、免除承認期間が確認できなくなる可能性についても言及頂いている。これらの意見を踏まえ、「免除・納付猶予」及び「学生納付特例」の申請時点、承認時点の始期終期は処理結果一覧表で取り込まれ、かつ履歴を管理する機能を有することから、喪失時の自動変更が入った場合でもシステム内に保存できるようになっている認識で相違ないかどうかベンダーの皆様に確認したい。また、対応方針に記載の通りに改定をした際の開発影響についてもお伺いしたい。事務局で標準仕様書を確認したところ、「免除・納付猶予」及び「学生納付特例」に関わる履歴の修正・管理等の機能、また、処理結果一覧表を取り込む機能は既にシステム機能要件で定義されており、後に免除期間が自動変更された場合でも申請時点、承認時点の始期終期は国民年金システム内では存されていると想定されるため、標準オプション化する必要がないと考えるが認識相違ないか。（事務局）

○「No. 6 複数の免除理由の該当日・非該当日の登録・管理」は、複数の国民年金保険料の免除理由について、それぞれ独立して該当日・非該当日の登録・管理をできるようにしてほしいとの要望である。理由は、要件の考え方・理由に「免除理由について該当する複数の理由毎に登録できることとする」とあるが、複数の免除理由があった場合であっても該当日・非該当日が1つしか入力できない仕様とするような記載に見えるためである。改定で、免除理由が複数ある場合には免除理由ごとに該当日・非該当日を登録できる旨をシステム機能要件に補記する対応を検討している。また、本件に関しては、第一回ワーキングチームにおいて自治体から主に2つご意見をいただいた。1つ目、免除理由が増減する度に、その時点を該当日として日本年金機構へ報告を行っているので、免除理由ごとの該当日、非該当日の登録の機能追加は必要ないのではないかとのご意見である。2つ目、免除理由が複数該当する場合の自治体から日本年金機構への報告方法、内容について確認すべきではないかとのご意見である。自治体からの意見を踏まえ、該当する複数の免除理由について、それぞれ独立して、該当日・非該当日の登録・管理できるようにすることが技術的に可能かどうかベンダーの皆様に確認したい。また、対応方針に記載の通りに改定をした際の開発影響についてもお伺いしたい。機能 ID : 0260234 の要件の考え方・理由において、既に「免除理由について該当する複数の理由毎に登録できることとする」と記載されており、

現状の定義状況を踏まえて改定案の通りの修正が必要であることを確認したい。（事務局）

○「No. 7 給付受付機能への管理項目（届書種類）の追加」は、年金給付について、免除関係の受付同様に、届出・申請・請求に共通するはずの「届書種類」を「年金コード」とセットで管理項目に追加してほしいとの要望である。理由は、申請や請求書に種類のある受付には、必ず「届書種類」で区別しないとわからないためである。改定で、管理項目として「届書種類」を追加する対応を検討している。対応方針に記載の通りに改定をした際の開発影響についてベンダーの皆様にお伺いしたい。（事務局）

○「No. 8 検索キー「年金コード」「旧氏」の削除」は、①検索キー「年金コード」は該当する対象者が一覧で表示され、検索したい対象者を検索することができないため削除または標準オプション化してほしい、②検索キー「旧氏」は他業務でも必須ではないため標準オプション化してほしいとの要望である。改定で、①、②の管理項目を標準オプション化する対応を検討している。対応方針に記載の通りに改定をした際の開発影響についてベンダーの皆様にお伺いしたい。（事務局）

○改定案についてご意見等があればお願いしたい。（事務局）

○No. 5 の機能 ID:0260124 について、これまで標準必須機能として開発を進めてきているので、標準オプション化はしないでいただきたい。標準オプション化することで、自治体ごとの運用が多様化してしまうことを懸念している。（構成員）

○No. 6 については、ワーキングチームでのご意見にある通り、免除理由が増減する度にその時点を該当日として日本年金機構へ報告を行っている事務を認識しており、免除理由ごとに該当日・非該当日を登録する機能の追加は不要であると考えます。（構成員）

○No. 5 の標準オプション化については問題ない。ただし、「免除・納付猶予」、「学生納付特例」を標準オプション機能とする場合は「産前産後免除」も合わせて対応いただきたい。（構成員）

○No. 6 について現状は、複数の免除理由をまとめ、該当日・非該当日を管理している。免除理由ごとに該当日・非該当日を登録する機能が標準必須機能となった場合、令和7年度末までの対応が難しいため標準オプション機能としていただきたい。（構成員）

○No. 7 の「届書種類」とはどのような内容を設定する管理項目か。（構成員）

○「年金コード」は裁定結果が下された後に払い出されるため、自治体での届書受付時は「届書種類」が必要である。故に自治体は「届書種類」を要望されているものと理解している。（事務局）

○No. 5 と No. 7 は、各自治体が国民年金システムを受付処理簿として利用するか、または国民年金業務の記録管理をするために利用するかによって意見が分かれる事項である。実際にベンダーの皆様が提供されている現行の国民年金システムにおいて、受付管理簿としての機能を提供されているのか、それとも記録管理をする機能を提供されているのかをお伺いしたい。（オブザーバー）

○No. 7 について補足する。基本データリストの受付情報グループにおいて「届書種類」は管理項目として既に定義されており、年金給付情報グループにおいても必要ではないかと自治体からご意見をいただいている。（オブザーバー）

○国民年金業務の記録管理をする趣旨で国民年金システムを構築している。その上で、自治体から要望があがった経緯があり管理台帳機能を追加で構築している状況である。給付業務において相談受付時に仮で年金コードや等級等の情報を入力する仕様となっているが、確定時は相談受付時の入力と切り分けて管理をしたいと自治体から要望をいただくことがある。（構成員）

○No. 5の免除記録の管理については、確定した免除記録を管理しているか。(オブザーバー)

○届書を受け付けた時点で終了期間を入力しており、免除資格が終了した際は自動的、または運用で終了期間を修正する仕様になっている。修正の運用については、手作業で行っている自治体と、処理結果一覧表を取り込むことで自動更新している自治体がいる。また、処理結果一覧表の取り込みは運用が煩雑であり、自動更新結果について確認をお願いしている。(構成員)

○弊社としては、No. 5～8の改定案について問題はない。(構成員)

○弊社の既存の国民年金システムにおいては、免除申請と給付申請ともに受付時のデータの管理とその後の記録管理をそれぞれ別で対応できる仕様となっている。標準化後の国民年金システムにおいては、標準仕様書やデータ要件の定義を踏まえ、記録管理を想定した構築を進めている。No. 7の「届書種類」について、基本データリストの受付情報グループにおいては「届書種類」を管理項目として定義しているが、年金給付情報グループでは定義されていない。No. 7の対応方針としては、システム機能要件上の管理項目を追加するのみで、基本データリストへの管理項目の追加を行わないという方針で認識相違ないか。(構成員)

○データ項目が受付情報と年金給付情報にグループが分かれていることを認識していなかったため、受付情報グループに対する機能要件の定義状況を含めて確認する。(オブザーバー)

○No. 5の標準オプション化については問題ない。No. 6の免除理由ごとに該当日・非該当日の登録する機能の追加については開発に影響するため標準必須機能であれば対応が難しいが、標準オプション機能であれば問題ない。No. 7の給付受付機能については、弊社の国民年金システムでは受付簿として相談内容、申請内容等の情報を管理する機能として保持している。届出種類が管理できているかは把握していないため、開発影響は回答しかねる。(構成員)

○No. 5について標準必須機能とする方針がよいと考えていたが、他のベンダーのご意見を踏まえた上で標準オプション化とする整理については許容できる。No. 7について、「届書種類」の管理項目を追加することは問題ない。弊社の国民年金システムにおいては、受付簿としての機能と記録管理としての機能を両方保持している。(構成員)

○No. 6について、自治体から免除理由ごとに該当日・非該当日の登録・管理できるようにしてほしいとの要望があったため検討を進めているものとの認識であるが、実際に自治体とやり取りをする中で免除理由ごとに該当日・非該当日の登録・管理ができないことによる不都合等のご意見をいただいたことはあるか。(オブザーバー)

○特に意見はない。(構成員)

○続いて、本会議における討議事項についてご説明する。本章で述べさせていただく2件については、令和8年度以降に改定すべき要件も含まれているが、対応方針について確認させていただく。(事務局)

○「No. 9 支援措置対象者の任意の情報連携先の追加」は、住民記録システムとの連携の他に、福祉窓口で管理する被保険者情報を連携・保持できるように記載を見直してほしい旨の要望である。改定で、住民記録システムのみでの連携に限らないことを表現する目的で、「住民記録システム」の記載を「住民記録システム等」に修正する対応を検討している。また、管理項目や帳票の追加等の対応を講じる場合は新機能開発となるため、令和8年以降に改定の要否も含めた検討を行う。本件に関しては、第一回ワーキングチームにおいて自治体から、管理項目や帳票の追加等の対応についても令和7年度末の移行完了に間に合わせるよう標準仕様書を改定すべきではないかのご意見をいただいた。標準仕様書改定にあたっては、ベンダー構成員の意見を反映することが必要と考えている。なお、「等」の追加のみでは要件として適当ではないので記載を見直すべきではないかのご意見もいただいております。要件を正確に伝えることができる記載に

改定案を見直す予定である。図の通り、支援措置対象者の情報は現状のシステム機能要件では住民記録システムから連携されることが定義されている。ただし、住民記録システムから連携される支援措置対象者情報は全体の80%程度であり、残りの20%程度は他システムから連携される必要がある。当初の改定案としては「住民記録システム等」とすることで、他システムからも連携できるようにすることを想定していた。また、業務を行うためには管理項目の追加、他システムからの連携情報の登録・修正・削除機能の追加、帳票出力機能の追加等を対応する必要がある。これらは新規開発が必要なシステム機能要件となるため、令和8年度以降で検討することを想定していたが、第一回ワーキングチームではこれらの機能もベンダーが対応可能であれば、令和7年度末までの対応としシステム機能要件に取り込んでほしいとのご意見もいただいている。

(事務局)

○「No. 10 消除事由の判別方法」は、日本年金機構への資格喪失に関する報告にあたって、「住民記録システム標準仕様書」に定義されている消除事由に係る管理項目では、現状の国民年金システムにおいて確認できている消除事由が定義されておらず、充足した報告ができないため対応方針を示してほしいとのご意見である。理由は、日本年金機構への報告を正確に行うためには「消除事由」を把握する必要があるためである。ワーキングチームでの討議を踏まえ「消除事由」を住民記録システムからの連携項目として必要と判断した場合、住民記録システム標準化の担当との連携に向け検討を進める方針としたい。図の通り、現状では自治体は住民記録システムから職権消除の情報を取得することにより日本年金機構へ資格喪失情報の報告を行っている。職権消除の情報は出入国在留管理庁から連携され、その情報が住民記録システム、国民年金システム、日本年金機構へ連携される。ただし、標準化後において一部消除事由は住民記録システムで管理項目として定義されていないため国民年金システムにも連携がされない。そのため日本年金機構にも充足した報告ができなくなってしまう可能性がある。表では、具体的な資格喪失日の判別方法を記載しており、例えば消除事由が出国の場合は住基消除日の翌日を資格喪失日として報告をしている。(事務局)

○No. 9、No. 10 についてご意見をいただきたい。(事務局)

○No. 9 については、他業務で管理しているシステムから支援措置対象者情報を連携する趣旨で認識があっているか。その場合、データ連携の経路が増えるため令和8年度以降の対応であってもシステム改修への影響が大きいと考える。また、国民年金システムのみではなく他業務の標準化システムも含め全体的に検討すべき事項ではないか。(構成員)

○ご認識の通りである。現状、他業務の標準化システムでは対応ができており、国民年金システムのみが未対応であると指摘を受けている。現在の改定案では「住民記録システム等」とすることで他システムからも連携できるようにする想定であったが、例として「住民記録システム等の支援措置対象者情報を管理するシステムとの連携を行い」と明確に表現することを想定している。実装類型は標準オプション機能である。ただし、P30 図の②～④については、実際に必要な機能であるかも含めベンダーの皆様とも議論させていただきたい。当該機能の開発状況についてもお伺いしたい。(オブザーバー)

○弊社の既存の国民年金システムの現状としては、住民記録システム側でDV被害者の情報を保持しており、統合宛名システムでDV加害者の情報を保持している。標準化にあたっては、被害者と加害者ともに1つのシステムから連携を受けることを想定している。P30の②の管理項目に記載されている開始年月日や終了年月日等については現在の国民年金システムでは管理しておらず、現在被害者または加害者であるかが支援措置対象者の判断基準となる。(構成員)

○弊社ではパッケージシステムの共通機能として支援措置機能を保有しており、他のシステム

から支援措置対象者情報の連携を受ける仕様は想定していない。(構成員)

○住民記録システムからの連携を想定していた。その他のシステムからも連携がある場合は、連携元の業務を特定し連携要件を定義いただく必要があるのではないかと考える。(構成員)

○各ベンダーで管理の仕方が異なるため、「住民記録システム等の支援措置対象者情報を管理するシステムとの連携」を要件として記載することを想定していたが、このような記載の場合開発に支障はあるか。(オブザーバー)

○住民記録システム以外で登録された情報が、国民年金システムで保持してよい情報であるかを整理する必要があるのではないかと考える。他業務も含め支援措置対象者情報を管理するという共通的な方針があるのであれば問題はない。(構成員)

○弊社では支援措置対象者情報について、業務別ではなく共通的な機能として管理しており、支援措置対象者として登録がされた場合は管理する全業務で情報が把握できるような仕様となっている。(構成員)

○そのような仕様において、国民年金システムの担当者が支援措置対象者情報を登録・修正・削除・照会できるようにするため、P30の③の機能が必要であるか。(オブザーバー)

○国民年金システム独自の機能としては不要である。(構成員)

○弊社では住民記録システム以外からの連携は想定していなかった。他のシステムからの連携を行う場合は、連携元システムのデータ要件等の定義も必要であるため国民年金システムのみでの対応が難しいのではないかと考える。No.10の対応方針については問題ない。(構成員)

○補足になるが他システムのデータ連携要件の定義状況を確認しており共有する。住民記録システムについては他システムへの支援措置対象者情報のOutput及びInputが定義されている。また、住民記録システム以外では介護システムや障害者福祉システム等の一部のシステムにおいて支援措置対象者情報のOutput及びInputが定義されている。しかしその他のシステムについては定義されていない状況である。(オブザーバー)

○現状の定義状況を踏まえ、対応方針を検討させていただく。また、改めて自治体の皆様と議論を行い改定案について検討を行った上で、ベンダーの皆様にも改定案を再度提示させていただく。改定案の提示方法については自治体との議論を踏まえ、決めさせていただく。(オブザーバー)

○続いて、今後の討議事項(案)についてご説明する。本議題では、先日実施した第一回研究会後の「標準仕様書に関するご意見」でいただいたご意見のうち、令和8年度以降の対応も見据え、継続的に検討していくことを想定しているものについてご説明する。(事務局)

○「No.1 同一生計配偶者と「控除対象配偶者の記載」は、市町村確認書(免除・学特)の「控除対象配偶者」の記入を求める欄の記載について、「控除対象配偶者」ではなく、政令に基づいた「同一生計配偶者」の記載に修正すべきではないかのご指摘である。本件は、帳票レイアウト修正等が発生する比較的規模の大きな修正となるため、日本年金機構とも調整の上、令和8年度以降での対応を検討する。(事務局)

「No.2 障害基礎年金相談シートにそった管理項目を追加の要望」は、現在紙ベースの「障害基礎年金相談シート」で行っている「障害年金相談・受付・請求」における相談事跡の業務について、管理項目を追加し国民年金システム上で入力管理できるように対応してほしいとのご要望である。本件は、新規機能追加に関するご意見であるため、令和8年度以降で対応を検討する。(事務局)

○「No.3 交付金事務：来訪相談件数を把握するための機能の要望」は、来訪相談件数を集計できる機能を実装してほしいとの要望である。「No.4 交付金事務：勸奨に係る協力連携事務の機

能追加の要望」は、協力連携事務に必要な機能は、実装必須機能として追加してほしいとの要望である。今後「交付金事務」の標準化に向けた検討を実施する予定であり、その中でこれら2件の要望について対応する。(事務局)

○「No. 5 税務システムにおける16歳以上19歳未満の扶養親族のカスタム値の機能追加の要望」は、税務システムにおいて、標準化後は16歳以上19歳未満の扶養親族のカスタム値の機能を保持しなくなるが、国民年金の免除試算へ影響するので実装するべきではないかとのこと指摘である。本件は、「税務システム標準仕様書」の定義状況を確認の上、国民年金業務における対応方針を検討する予定である。(事務局)

○本議題についてご質問等あればいただきたい。(事務局)

○特に意見はない。(構成員)

(2) 今後のスケジュール及び予定

○今後のスケジュール及び予定についてご説明させていただく。10月頃に、第二回ワーキングチーム及びベンダー分科会を開催し、「改定案」についてご確認いただく予定である。また、11月に第二回研究会を開催し、「改定案」を報告することを想定している。また、ワーキングチームについてはこの後追加で開催を予定しているため、そこでの議論次第では対応方針を改めて相談させていただく可能性がある。(事務局)

○次回ベンダー分科会の位置づけとしては、第一回ワーキングチーム、及びベンダー分科会の討議結果を確認した後、標準仕様書改定案の全量をご確認いただき、第二回ベンダー分科会以降の進め方についても確認することを想定している。主な内容としては、ワーキングチーム、及びベンダー分科会の振り返り、改定案について、今後の進め方を想定しており、その他の議事がある場合は追加させていただく。(事務局)

○今後のスケジュール及び予定についてご質問等あればいただきたい。また、全体を通して質問等あればいただきたい。(事務局)

○特に意見はない。(構成員)

3. 閉会

○数点ご案内させていただく。1つ目、本日のご議論等を踏まえて資料の更新を行うものは、改めてご提示させていただく。2つ目、議事概要に関しては後日連携させていただく。3つ目、検討事項のとりまとめに際しても、構成員の方々へお問い合わせさせていただくことが有り得るが引き続き協力いただきたい。4つ目、とりまとめた結果に基づき、今後の論点を整理し、ワーキングチーム及びベンダー分科会で討議させていただきたい。(事務局)

以上